

【 保育料表（月額）】(令和5年4月～)

教育施設(1号認定)		
階層	定義	3～5歳児
第1	生活保護世帯	0
第2	0円	0
特第2	0円でひとり親等世帯	0
第3-1	1円以上48,600円未満	0
第3-2	48,600円以上77,101円未満	0
特第3	1円以上77,101円未満でひとり親等世帯	0
第4	77,101円以上211,201円未満	0
第5	211,201円以上	0

保育施設(2, 3号認定)							
階層	定義	0～2歳児		3歳児		4, 5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税	0円	0	0	0	0	0
特B	0円でひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0
C1	0円	12,000	11,700	0	0	0	0
特C1	0円でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
C2	1円以上19,800円未満	15,000	14,700	0	0	0	0
特C2	1円以上19,800円未満でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
C3	19,800円以上34,800円未満	16,000	15,700	0	0	0	0
特C3	19,800円以上34,800円未満でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
C4	34,800円以上48,600円未満	17,000	16,700	0	0	0	0
特C4	34,800円以上48,600円未満でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
D1	48,600円以上57,700円未満	19,000	18,600	0	0	0	0
特D1	48,600円以上57,700円未満でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
D2	57,700円以上77,101円未満	22,000	21,600	0	0	0	0
特D2	57,700円以上77,101円未満でひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
D3	77,101円以上97,000円未満	25,000	24,500	0	0	0	0
D4	97,000円以上127,000円未満	29,000	28,500	0	0	0	0
D5	127,000円以上169,000円未満	32,000	31,400	0	0	0	0
D6	169,000円以上211,201円未満	35,000	34,400	0	0	0	0
D7	211,201円以上301,000円未満	37,000	36,300	0	0	0	0
D8	301,000円以上397,000円未満	39,000	38,300	0	0	0	0
D9	397,000円以上	39,000	38,300	0	0	0	0

★「ひとり親等世帯」は、母子・父子世帯及び障がい者(各種手帳を交付されている方、特別児童扶養手当の対象者、障害基礎年金受給者)のいる世帯です。

★令和5年4月1日から、釜石市の独自施策として、年齢や保育所等の利用にかかわらず、第2子以降の児童は保育料が無料になります。

※ きょうだいは在園児と同じ保護者に扶養されている方のみを数えます。自ら生計を立てている方や別世帯で扶養されている方等は数えません。

例：一人暮らしの大学生(仕送りで生計を維持)、高校生、保育所等に入園している2歳の子ども → 大学生を「第1子」として、2歳の子どもは「第3子」に数えるので、保育料は無料になります。

★1・2号認定児は別途、給食費(ごはん、おかず、おやつ等)がかかります(3号認定児は保育料に含まれています)。

ただし、国の施策により、年収360万円未満相当の世帯は副食費は免除され、それ以外の世帯は、釜石市の独自施策により一部または全部を無償化しています。

★保育料及び給食費(3号認定子どもは保育料に含む)のほかに、各園毎に教材費や行事費等の実費徴収があります。

【1号認定の場合】

第1～(特)第3階層の世帯では、第1子も副食費が免除されます。

第4階層、第5階層の世帯では、小学校1～3年生の兄・姉が2人以上いる児童の副食費が免除されます。

【2号認定の場合】

A、(特)B、(特)C1、(特)C2、(特)C3、(特)C4、(特)D1、特D2階層の世帯では、第1子も副食費が免除されます。

【3号認定の場合】

年齢や保育所等の利用にかかわらず、世帯が監護する第2子以降の児童は保育料が無料です。

◁釜石市の子育て世帯応援施策▷

令和5年4月1日から、きょうだいの年齢や保育所等の利用の有無にかかわらず、世帯が監護する第2子以降の子どもの保育料を無償化します！

